

## 第 4 期第 10 回会員交流会(電気・機械グループ)

## 第 4 期第 11 回会員交流会(化学・材料グループ)開催

テーマ：「職務発明規定（35条改正とガイドライン）」

5月16日に電気・機械グループの会員交流会が住友クラブで開催されました。当日は20名が参加し、法改正に起因する「職務発明規定」及びその改訂・更新をテーマに、グループリーダーの谷和紘弁理士の司会で論議されました。

本題に移る前に、前回のテーマ「他社特許調査」について、前回未発表だった会員の発表をベースに先行技術調査の結果、抵触の可能性のある先行例が見つかった際のアクションの取り方などが議論されました。

引き続き、「職務発明規定」に議論が進み、①法改正を好機ととらえ、「職務発明規定」の全面見直しを行って、規程の整備を行った会員、②特に変更の必要を認めず、従来通りの規定を継続している会員、③社内で意見が分かれ、規程を改訂するかどうか議論中の会員と多様であり、それぞれの立場・考え方のポイントについて、活発な議論が展開された。

その後の懇親会でも、大学教授・弁理士・企業の知財担当者など12名が集い、予定の時間を大きくオーバーして、さらに突っ込んだ白熱した議論が展開されました。

また、5月23日には化学・材料グループの会員交流会が住友クラブで開催されました。当日は16名が参加し、法改正に起因する「職務発明規定」及びその改訂・更新をテーマに、グループリーダーの中塚雅也弁理士の司会で論議されました。

まず中塚リーダーが今回の法改正ポイントを①原始使用者帰属、②対価⇒利益、③予見可能性も含む、と整理され、実践のポイントとして、i)協議、ii)開示、iii)意見聴取が示されており、企業にとってはハードルが高いのでは、と課題提起がなされ、議論がスタート。

最初に、今回の対応に関して、出席者の決を採ると、I. 職務発明規定改訂済みもしくは改訂予定が7社、II. 現在検討中もしくは未定が2社。現状のまま改訂しないという社はありませんでした。これらをベースに議論が進みましたが、全体の風潮としては、原始帰属は取り入れるが、報償に関しては大きな変更はないという方向性でした。

次回は、各企業が①協議の仕方、②算定式、③海外への対応などを開示できる範囲内で披露し、議論を展開する予定です。

【次回の予定】 電気・機械グループ：7月19日（火） 14：00～17：00

テーマ：「職務発明規定（2）」（本テーマ終了後、次のテーマは「外国出願」）

化学・材料グループ：7月20日（水） 14：00～17：00

テーマ：（本テーマ終了後）「海外（特にアセアン地域）におけるビジネス・知財保護の実態」